

下呂市監査告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年度財政援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年 5月28日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

## 平成26年度 財政援助団体等に関する監査 指摘事項に伴う措置状況

### ◎指定管理者制度 全体

指定管理者制度の運用にかかるガイドライン等の策定について（共通事項）		担当課：総務部 管理課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法が改正され、それまでの管理委託制度に代わり創設された制度で、基本事項については、地方自治法をはじめ条例等で定められ運用されているところです。そうした中、これまでの指定管理者制度にかかる監査の結果で、個別事項のほか、次の各施設に共通する事項について意見を述べてきました。</p> <p>①施設の維持補修について（平成24年度）                  ②指定期間について（平成24年度）                  ③市と指定管理者の連携について（平成24年度）                  ④印紙税について（平成25年度）                  ⑤インセンティブの付与について（平成25年度）</p> <p>また、今回も含めたこれまでの監査の中で、特に各所管課において、指定管理者制度の基本的な考え方や、指定管理者との連携、施設の管理運営状況の把握等について差異が見受けられました。今後、公の施設の見直しにより指定管理者制度の新たな導入や更新が行われることとなりますが、事業効果を上げるためには、適正な指定管理者制度の運用が求められます。</p> <p>こうしたことから、制度の運用について、統一的な考え方や事務手順等について定めたガイドライン等の策定が必要と思われます。例えば、前記5つの意見の項目については、一部（下呂市指定管理者標準協定書における施設の維持保全の考え方）について指針はありますが、ガイドラインで決めておくべき事項と考えます。</p>	<p>（措置済、改善中、<b>未措置</b>）</p> <p>指定管理者制度業務について、平成21年3月に当時総合政策課が「公の施設の評価基準の策定と指定管理者制度の統一的運用」を、平成22年9月に一部の指針として「下呂市指定管理者標準協定書における維持保全の考え方について」を示しており、施設の維持補修や指定期間については、これに基づいて運用しています。</p> <p>指定管理者制度の運用について、すでにルールづけされたものを再度確認する上で、統一的な考え方・事務手順等を定めたガイドラインの策定に取り組んでまいります。</p>	

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市飛騨川温泉しみずの湯】

1 避難経路の確保について（株式会社ホリスティック南飛騨）		担当課：健康医療部 健康課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>温浴施設棟の喫茶コーナー付近に設けられた非常口に、複写機や商品が置かれていました。非常時に備え、避難経路の確保には万全を期してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>監査終了後、直ちに当該非常口周辺に置いてあった複写機や商品の撤去と避難経路の確保を指示しました。翌日、健康課職員で現場を確認し避難経路が復元されている事を確認いたしました。</p> <p>利用者の安全に直結する事案であることから、今後は十分注意するよう指導しました。</p>	

2 指定管理料の精算義務規定について		担当課：健康医療部 健康課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>当施設は、地方自治法第244条の2第8項により指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制度が導入され、管理運営経費を、主に指定管理料と利用料金で賄う併用制で運営されています。この利用料金制度には経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながるようになります。指定管理者制度におけるインセンティブの働き方は必ずしも同じでなく、今回監査対象とした指定管理者3団体（企業、組合、財団法人）もそれぞれ目的意識に違いがあり、インセンティブの働き方も異なると思われます。</p> <p>こうしたことから、当施設の指定管理者は市の出資団体（出資比率33.78%）ですが企業であり、収益性が重要となることから、収入及び支出の実績に応じた指定管理料の精算について定めた基本協定第27条の規定は、疑問が残るところです。採算性が低い当事業の実態も考慮し、指定管理者の経営努力によって生じた剰余金が返還されないよう、精算義務規定の見直しについて検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>標準協定書をベースとして(株)ホリスティック南飛騨と基本協定を取り交わしておりますが、指定管理期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日としているため、指定管理期間中の規定の変更は違法になります。今後は公の施設の見直しの中や、指定管理期間の終了する前に管理課と協議し、精算義務規定の見直しについて検討していきます。</p>	

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市まるかりの里】

運営協議会について		担当課：下呂振興事務所 下呂地域振興課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>基本協定第45条には、市と指定管理者において、情報交換や業務の調整を図る目的で運営協議会の設置について規定されていますが、協議会に代わる連絡調整会議等も含め設置されていません。</p> <p>市は管理運営状況を把握し、指定管理者と密接な連携を図ることは重要であるとの観点から、特に、集客力や利用率向上のためのPRについて市のもつノウハウを提供するなど、運営協議会等による所管課等と連携した運営が望まれます。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>市の職員が久野川管理組合総会に出席し、まるかりの里のPRについてホームページや雑誌等への掲載について情報交換や打ち合わせを行っていますが、さらに集客や利用率向上を図るため、改めて「まるかりの里運営管理会」を設置し、施設のPRについて市と指定管理者が管理運営状況について密接な連携を図れるようにしました。</p>	

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市下呂交流会館】

1 収支比率の向上と広告・協賛について (一般財団法人下呂ふるさと文化財団)		担当課：経営管理部 総合政策課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>平成25年度に実施された文化事業の収支比率(共通経費不算入)の合計は45.9%となっており、1,497万8,909円の指定管理料が充てられています。そのうち鑑賞型13事業の収支比率の合計は50.2%で、収入超過が1事業のみとなっており、収支比率30%未満が2事業あります。公共文化施設は、収益性や採算性のみを追求するものではありませんが、市の財政状態が厳しさを増す中で住民サービスの向上と交流人口の増加を目指し、将来にわたって充実した施設運営を持続させるためには、集客力の向上、収益性の確保は重要と思料します。</p> <p>集客の面においては、当市の人口規模や地理的条件といった潜在的な要因や、ホールの客席数に限度があることは斟酌されるようですが、財団が掲げた収支比率を全国、県平均以上とする目標のもとに、一層の努力に期待するものです。また、収入面において、広告収入や協賛収入の確保について検討されるよう要望します。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>指定管理業務で実施している事業は、対象、目的、分野、実施形態など様々であり、収支率もそれぞれ事業の性格により異なります。アウトリーチ事業や市民交流事業など収入が見込めない事業もありますが、会館の設置目的の具現化のために意義あるものとして実施しています。</p> <p>監査の意見事項を受けて、引き続き有意義な事業を実施しつつ、更なる収支率向上に努めるよう指導しました。</p> <p>また、広告収入や協賛収入の確保については、指定管理者において従来より検討を行ってきたところです。平成27年度の事業計画では、事業における協賛や助成金等の収入確保に努めています。管理面も含め、引き続き財源の確保に努めるよう、指定管理者と連絡調整を行いながら運営していきます。</p>	

## 2 剰余金について

担当課：経営管理部 総合政策課

### 指 摘 事 項

基本協定第27条の規定により、平成25年度分として1,622万1,444円の剰余金が市に返還（平成26年度で歳入）されています。同条項の規定は、財団の性質、つまり、市の出資比率100%の財団であることや、財団の目的により金銭的なインセンティブが大きく働かないことから規定されたものと推察します。剰余金が生じた主な理由は、施設管理業務委託料にかかる入札差金、利用料の増、事業量の減等となっています。適正な指定管理料とするため、特に管理運営経費の積算にあたっては、業務報告書の詳細な審査や、指定管理者との十分な協議により厳密な精査を行ってください。

また、指定管理者の運営努力によって生じた剰余金は、将来発生する施設の大規模な維持保全費用に充てるため、基本協定により費用を負担することになる市において特定財源（基金）として措置できないか、検討されることを要望します。

### 措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

平成25年度は指定管理初年度のため、指定管理料の算定にあたっては収支の十分なデータがないことや、指定管理者の努力により経費を抑えられたため、全体として剰余金が発生しました。平成27年度以降は、実績も考慮しながら指定管理料を精査することとします。

剰余金を基金として措置することについては、今後検討します。

◎補助団体 【団体名 下呂市コンベンションビューロー】

未納会費について（下呂市コンベンションビューロー）		担当課：観光商工部 観光課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>下呂市コンベンションビューロー規約第5条に規定されている会費が、一部において未納となっています。会員間の公平性と自主財源確保の観点から、未収金の解消に努めてください。</p> <p>また、会費はすべて予算に計上してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>適正な事務処理を行うよう指導した結果、未収金の認識に関して誤りがあったことが判明しました。これは会費未収としている会員から平成13～16年度まで会費を過大徴収したものを返還せず前払金として処理したにも関わらず事務局の錯誤により未収金として取り扱っていたものです。このことから平成27年3月に観光商工部長から同団体に対し錯誤にかかる経緯について報告書を提出するよう指導しました。</p> <p>これを受け同団体は報告書を作成し、市に提出しました。</p>	

◎補助団体 【団体名 下呂地区交通安全協会】

財政調整引当預金についての要望（総務部 防災情報課、下呂地区交通安全協会）		担当課：総務部 防災情報課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>協会の主要な収入である協力者及び賛助者からの協力金収入が、運転免許更新時期の周期により各年度において金額の多寡があることや、協力者及び賛助者の漸減により将来減少することに備えるため財政調整引当預金が計上されています。平成26年3月31日現在の残高は237万305円となっており、平成25年度は270万円が取り崩され、170万413円が積み立てられています。積み立て分は、資金繰りに充てられた170万円と利息分413円となっています。将来の収入悪化に備えるためや、年度ごとの安定的な運営を図るための当該引当預金の計上、仕訳は妥当と認められました。</p> <p>引当金については、企業会計原則注解18に、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、(以下略)」と規定され、これらの要件に合致しないものは剰余金とみなされることとなります。こうしたことに留意し、今後、繰入れにあたっては引き続き適正を期してください。</p> <p>なお、年度当初の資金繰りについては、市補助金の概算払い等での対応ができないか、検討してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>監査で指摘のありました財政調整引当預金について、下呂地区交通安全協会と面談のうえ、企業会計原則注解18の規定に留意し、将来の収入見込みを予算の段階で適正に見積り、繰入れにあたっては今後も引き続き適正に処理をするよう指導しました。</p> <p>下呂地区交通安全協会からは、協力金等の収入の多寡を的確に把握し、計画的に財政調整引当預金の事務処理に努めるとの回答を得ました。</p> <p>なお、市補助金の概算払い等での対応については今後検討します。</p>	

◎補助団体 【団体名 下呂市女性防火クラブ】

普及啓発活動の強化について（消防本部予防課、下呂市女性防火クラブ）		担当課：消防本部 予防課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>同クラブは、家庭における防火防災意識の高揚を目指し、「一家に一人は女性防火クラブ員」をモットーに普及啓発活動を行っており、特に、平成23年度、24年度に取り組まれた住宅用火災報知機の普及（普及率80%達成）に尽力されたと説明を受けました。</p> <p>また、各地の女性防火クラブは、婦人会の解散や市町村合併に伴う解散、自主防災組織に改編等の理由により減少傾向にあるということですが、その重要性から県の指導により復活したところもあると伺いました。</p> <p>会員数は6,320名とのことですが、1支部を除いて会員名簿がなく正確には会員数が把握されていません。一般的に団体運営を行う上での基礎となる会員の把握は重要ですが、「一家に一人は女性防火クラブ員」をモットーとする同クラブの性質から、会員名簿が作成されていないことは一定の理解ができることです。そうであれば、広く市民に同クラブの趣旨を理解していただき、会員としての認識を深めてもらうことが重要となるため、特に女性を対象にした全市的な普及啓発活動の取り組みができないか、検討されることを要望します。</p>	<p>（措置済、<b>改善中</b>、未措置）</p> <p>全市的な普及啓発活動の取り組みについて</p> <p>各支部長が出席する理事会で、今回の下呂市財政援助団体監査の指摘事項の報告を行い、平成27年度以降「全市対象の普及啓発活動」として何を実施したら良いのか検討して頂きます。</p> <p>先日、開催いたしました理事会において、次の2点が決定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下呂市内の対象者にクラブ員である自覚を持っていただくため、防火防災思想の普及を目的とした防火防災講習会を、毎年6～7月中に開催します。</li> <li>・下呂市女性防火クラブとして市民全体に防火防災思想の普及を目的とした活動を計画していきます。</li> </ul>	

◎補助団体 【団体名 地縁法人乗政区】

補助金の定額補助について		担当課：健康医療部 医療対策課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>補助金の額は、下呂市保健衛生対策事業補助金交付要綱により市長が定める額とし、毎年度100万円が同額補助されています。また、区の決算で診療所運営経費に占める市補助金の割合は、平成24年度94.1%、平成25年度87.6%となっており、同じく前2年度の運営経費の内容は、備品購入費等の臨時的経費が経常的経費を上回っています。</p> <p>こうした状況や、事業の内容は毎年度変化していることから、定額補助の方法は補助金額の妥当性を欠くものと思料します。「補助金見直し方法」(下呂市 補助金等見直しプロジェクト)により、補助対象経費を明確にし、事業費用に比例した定率補助とすることについて検討してください。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>下呂市保健衛生対策補助金交付要綱により、市長が定める額として予算の範囲内で交付を行っておりますが、ご指摘のとおり毎年一定額の交付が続いております。</p> <p>監査での指摘事項を踏まえ、補助対象経費についても区と協議を行ったところ、今後臨時的経費が減少する見込みであるとのことで、平成27年度より見直すことといたしました。</p> <p>事業費用に比例した定率補助にすることについては、補助率によっては乗政区の負担額が大きく変わります。乗政区が中心となって運営を行っている診療所ではありますが、下呂市の地域医療を支える一医療機関であり、市としてどのように支援を行っていくのかを考えていく必要があります。</p>	